

夏の風物詩 たるみずふれあいフェスタ 2024夏祭り開催決定!

「たるみずふれあいフェスタ夏祭り」の開催が決定しました。

今年は約5000発の水中心花火や連発花火で垂水市の夜を彩ります。

詳細は後日お知らせします。

■開催日

8月10日(土)

■場所

旧垂水港特設会場
(垂水市錦江町1-2)



▲詳しくはこちら



▲打ち上げられた花火と会場の様子

◎問い合わせ先

たるみずふれあいフェスタ夏祭り
実行委員会(垂水市商工会)

☎0994-32-0225



保健・福祉

こころの健康相談日

精神科医への相談者を募集します。精神的に苦痛があるが、精神科病院にいく勇気がないなどはじめの一步として専門医に相談できます。

■対象

気分の浮き沈み・対人関係・ひきこもり・依存症等でお困りの方や
そのご家族

■日時

7月11日(木) 14時~16時

■会場

鹿屋保健所

■相談料

無料

■申込期限

7月4日(木)

※先着3人まで

電話にて申し込みください。



◎申し込み・問い合わせ先

鹿屋保健所

☎0994-52-2124

お口元気歯ツピー健診

■対象

- ① 76歳になる方(昭和23年4月1日~昭和24年3月31日生)
- ② 78歳になる方(昭和21年4月1日~昭和22年3月31日生)
- ③ 80歳になる方(昭和19年4月1日~昭和20年3月31日生)

■実施期間

6月1日(土)~
令和7年1月31日(金)

■受診料

無料

■受診券

対象者へ郵送(オレンジ色の封筒)
※保険証と受診券を持参

名称	電話番号
いのうえ歯科医院	32-6977
川畑歯科医院	32-7788
なぎさ歯科医院	31-3118
竹下歯科医院	32-6616
ろくた歯科医院	32-6464

※垂水市外の歯科医院でも受診可能です

◎問い合わせ先

鹿児島県後期高齢者医療広域連合

☎099-206-1329

Pick Up 1 企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)

本市では、市外に本社を置く企業の皆様からの寄附(企業版ふるさと納税)により、鹿児島大学および垂水中央病院等の関連団体と共同で「健康長寿・子育て支援の新しいモデルケース」を構築することを目的に、たるみず元気プロジェクト事業を推進しています。

■寄附企業紹介 ※敬称略、順不同

令和5年度は、次の企業の皆様から寄附をいただきました。皆様のご支援に感謝申し上げます。

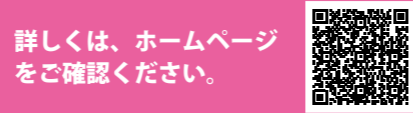
企業名	金額
PwCコンサルティング合同会社	非公表
株式会社キナン	201万円
L R株式会社	非公表
株式会社ビートレーディング	非公表
大福コンサルタント株式会社	非公表
株式会社南日本技術コンサルタンツ	非公表
株式会社島中設計	非公表
株式会社南日本総合サービス	非公表
株式会社大翔	非公表
株式会社南日本情報処理センター	非公表
一般社団法人日本中小企業金融サポート機構	非公表
タレントスクエア株式会社	10万円
株式会社アシロ	非公表
株式会社三反田設計	非公表

■企業版ふるさと納税の概要

- ① 本社所在地が市外の企業様が制度の対象となります。
- ② 企業の皆様が寄附を通じて地方公共団体の行う地方創生の取組みを応援した場合に税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。

■企業様にとってのメリット

- ・社会貢献(企業のPR効果、SDGsの達成)
- ・本市との新たなパートナーシップの構築



詳しくは、ホームページ
をご確認ください。

垂水市の取組を応援したいという企業の皆様、お気軽にお問い合わせください。

※たるみず元気プロジェクト事業については、本誌の16・17ページをご覧ください。



☎ 企画政策課 政策推進係 ☎ 内線 245

高額療養費の支給申請方法 が変わります!

令和6年4月診療分から支給申請の簡素化(自動償還払い)ができるようになりまし。また、令和6年8月から支給方法が現金支給から振込支給になります。

■簡素化の申請に必要なもの

- ① 申請者の
本人確認書類
- ② 世帯主の通帳
- ※世帯主以外の
口座へ振込を希望される場合は、委任状が必要です。



▲詳しくはこちら

◎問い合わせ先・申請窓口

市民課 国保係 ☎内線160

労働保険年度更新

令和6年度の労働保険年度更新の期間は、6月3日(月)から7月10日(水)までです。期間内の申告・納付を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

※令和6年4月から労災保険料率と労務費率が一部変更されています。

◎問い合わせ先

鹿児島労働局 労働保険徴収室

☎099-223-8276

令和6年度移動援護相談

戦傷病者や戦没者等のご遺族に対する援護や軍人恩給に関する疑問等について、県庁社会福祉課の職員が、直接、相談に応じます。

■相談内容

- ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
- ・戦没者等の妻に対する特別給付金
- ・戦没傷病等の妻に対する特別給付金
- ・援護年金
- ・旧軍人の恩給や扶助料 等

■その他

事前の申し込みは不要です。会場へ直接お越しください。会場相談内容に関する資料をお持ちの方は、当日ご持参ください。

実施日	相談会場
7月18日(木)	曾於市役所本庁
9月19日(木)	東串良町役場 防災庁舎
令和7年 2月20日(木)	錦江町役場

※時間は全会場、11時~14時です。また、上記は、大隅地区管内の会場となります。

◎問い合わせ先

県庁 社会福祉課 恩給係

☎099-286-2828